

水田の基盤整備と集落一農場方式 - 竹直生産組合の事例 -

Farm Land Consolidation and Village Farming in One Farm Organization: A Case of TAKENAO Cooperation

寺本 千名夫

Chinao Teramoto

吉川町は新潟県高田平野の東端に位置し、町の東部は柏崎市、北部は柿崎町、西部は大潟町、頸城村、南部は浦川原村に接している。面積は76.6平方キロメートル、町の西部は平坦地（旭地区、吉川地区）であり、東北部、南部は山間地（源地区）となっている。鉄道では信越線柿崎駅、自動車では柿崎インターチェンジが玄関口になっており、後者からは自動車で10分となっている。町は古くから酒造りと深い関わりがあり、「杜氏の里」、酒米「五百万石」の産地としても知られ、町内の吉川高校には醸造科があり、「吉川町酒シンポジウム」も毎年開催されている。

竹直集落は、吉川町中心部から西北の方向約2kmの位置にある、平坦な水田地帯である。町内では水稲耕作規模が大きく、生産性も高く、農家組合組織などの活動にも積極的な集落であった。集落の総戸数は55戸、総人口が229人、農家戸数42戸、農家人口181人となっている。農用地面積は、耕地面積が90.8ha、水田88.5ha、普通畑が2.4ha、1戸当たり平均農地面積が2.2haである。専業農家は1戸だけで、他は第2種兼業農家である。その内訳は恒常的勤務が30戸、出稼ぎ日雇い8戸、自営が3戸となっている。特に、1989年に工業団地が造成されてから、恒常的勤務が多くなっている。現在でも10人を越える杜氏が冬期間各地で活躍している。

集落では農業就業者の高齢化が確実に進行し、突発的な事故によって営農継続が困難になるケースも発生した。集落では、90年に農家組合の中に「作業受託部」を設け、農作業の受け皿を組織した。続いて、機械の共同利用、共同作業をする生産組合の設立が模索され、91年には、「作業受託部」をベースにして10戸の農家による収穫作業中心の生産組合が設立されてきた。

基盤整備の面では、1955年に10a区画の耕地整理が行われ、その後赤川改修工事、暗渠排水工事なども実施されてきた。1992年の国営農地再編パイロット事業（その後、21世紀型水田モデルほ場整備事業の適用を受け、50a規模の区画となっている。）への参加時の農家の意向調査では、圃場整備事業への参加と同時に「集落営農」、「組織による営農」を希望する回答が多数を占めた。このような意向を踏まえて、集落役員、圃場整備委員、21世紀委員を中心に「集落営農」を模索する「話し合い」がもたれた。「話し合い」は、主婦、青壮年、経営主に分けて行われ、研修会、先進地視察も行った。「話し合い」には3年もの歳月がかけられ、95年7月には、「生産組合の設立の条件」が示され、参加、不参加家の意志確認が行われた。その際「他人を誘うな。他人に誘われるな。家中の意見をまとめて」という申し合わせが徹底された。意思確認の結果は、専業農家1戸以外の農家がすべて参加することになった。続いて法人組合設立に取り組むことになり、一方では1年間法人組織の勉強会を継続しつつ、他方では設立に際して必要な事項を決定するために、組織・規約、機械・施設、組合運営の3つの部会が設置された。

専修大学北海道短期大学、Hokkaido College, Senshu University、国営農地再編パイロット事業、21世紀型水田モデルほ場整備事業、集落一農場方式、特定農業法人

農事組合法人竹直生産組合の構成。組合の設立登記は1996年10月31日、組合員が54名、出資金が1口1万円で合計957万円、役員が理事9名（この中から組合長、副組合長各1名選出）監事2名（任期3年）となっている。事業目的は、組合員水田の受託作業と野菜栽培等である。組合の運営組織は、理事の下に、稲作部会（育苗、肥培管理）、機械部会（機械作業全般）、出荷ライセンサー（乾燥調製出荷）事務・管理（経理労務管理）園芸部会（畑作、加工）の5つの部会が設けられている。生産組合と組合員との関係の要点は、集落一農場（自己水田の利用権の設定を組合にする）機械施設は組合が所有し（＝個人所有なし）、生産物の販売代金は一括組合のものとし、利益は組合員に持ち分に応じて地代として支払う、欠損の負担も同様の原則である（表1）。

表1 竹直生産組合の設立の条件（1995年7月）

集落一農場とし、組合構成員は、自己所有水田を組合に利用権設定する。
 組合員は、必要に応じて組合の農作業に従事する。
 組合は、農業生産に必要な農業機械施設を整備し所有する。
 生産物の販売代金は一括組合のものとする。
 組合は、利益より組合員に持ち分に地代として支払う
 欠損が出た場合、組合員農地の持ち分に応じて補填する。

資料：「集落一農場（農）竹直生産組合」、北陸農政局上越土地改良建設事務所他。

竹直生産組合では、組合設立の成果として、集落一農場方式の実現、農業機械の個人所有不要、相互扶助態勢の実現、農機具負担の減少、さらに、法人組織化の成果として、特定農業法人の認定、L資金の利用、国、県事業の認定優遇、視察者との情報交換を指摘している。これらの中で、重要な意味を持っているのは農機具の減少である。その点を整理したのが表2である。主な農機具所有台数の組合成立前後の変化をみれば、その成果は一目瞭然である。

表2 竹直集落における農機具所有の変化

組合設立以前（1996年）				組合設立後			
機種名	台数	取得額	10a当負担額	機種名	台数	取得額	10a当負担額
	(台)	(千円)	(円)		(台)	(千円)	(円)
耕耘機	30	7,255	312	トラクター	3	14,950	2,243
トラクター	43	85,980	8,039	同付属機		7,463	1,791
田植機	48	35,578	3,635	田植機	3	7,336	1,761
コンバイン	31	66,187	5,749	コンバイン	3	28,228	6,775
乾燥機	41	36,255	3,029	大豆コンバイン	1	4,402	1,056
調製機	24	1,323	995	その他の機械		8,165	1,960
軽トラック	41	30,888	7,936	軽トラック	3	2,199	659
合計		263,469	29,695	合計		72,741	16,245

資料：「集落一農場（農）竹直生産組合」、北陸農政局上越土地改良建設事務所他
 注 組合設立以前の集落耕地面積82.9ha、組合参加耕地面積75.0ha。

竹直生産組合は、1997年に新潟県第1号の特定農業法人として認定されている。ちなみに、全国では14番目である。特定農業法人のメリットは、第1、農用地利用集積準備金制度で、準備金の積み立て（農業収入の10%以下）と損金算入、準備金の取り崩しと圧縮記帳（積み立てから5年以内に準備金を取り崩して農用地、農業機械などを取得した場合、取得価額の圧縮記帳と圧縮額の損金算入が可能）、第2、特定農業法人育成促進事業で、設立に向けての様々な支援、機械リースなどの支援、などである。